

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道千歳市立勇舞中学校 令和5年（2023年）11月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

<p>勇舞中学校 いじめ防止基本方針 (概要) 全文は学校HPを 御覧下さい。</p>	<p>法第13条に基づき、国及び市の基本方針を参考にして、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止の取組が年間を通じて計画的に行われるよう、取組の基本的な方針やプログラム等の策定のほか、アンケート、いじめへの適切な対処などのいじめ防止の取組内容や年間を通じた学校いじめ対策組織の活動等を定め、学校のホームページ等において公開し、入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明するとともに、より実効性の高い取組を実施するため、法第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて内容の見直しを行うこととする。</p>
<p>勇舞中学校 いじめ対策組織 の役割や活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、組織的に対応する。 ・本委員会の構成は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教諭、学年主任、該当学級担任、教科担任、養護教諭、スクールカウンセラー等とする。 ※校長の判断により関係職員、関係機関の職員を加えて構成することができる。 ・本委員会は、いじめの問題に組織的かつ実効的に取り組むに当たって中核となるものであり、次の役割を担うものとする。 ●いじめの相談・通報の窓口としての役割 ●いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割 ●いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みなどいじめに係る情報があつた時に緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割 ●いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
<p>本校の いじめ防止 プログラムの活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめの実態を把握：「いじめの把握のためのアンケート調査」(年4回/5月・9月・11月・2月) ・教育相談、三者懇談(5月、7月、10月<3年>、参観日後の懇談)、など ・「相談ボックス」や「おなやみポスト」の周知 ●いじめ未然防止の取組 ・スクールカウンセラー等の積極的な活用、定期的な教育相談 ・生徒会活動等、主体的な「いじめ撲滅宣言」の採択 ・関係機関との連携による「人権教室」「非行防止教室」の実施 ・「ハイパーQ.U検査」を活用し、より良い学級集団・学校づくりを推進 ・市教委主催「いじめ・不登校等対策研修会」や市教護協会へ参加

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和6年度の勇舞中学校のいじめ対策組織担当は、教頭です。

連絡先 0123-40-0051 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター (電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 13~17時
(メール)	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
石狩教育局教育相談電話 (電話)	011-221-5297	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター